

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

のびのびと成長する子どもを見守ります



地域の人による登下校の見守り

5年後のめざす姿

- 子どもの権利^{*1}が守られ、のびのびと育つ環境が整備されています。
- 親子が交流する場や子どもたちの安全な居場所が確保され、地域全体で子どもを見守っています。

これまでの成果

- 子育てをする親の孤立を防ぎ、子育ての不安や悩みが軽減するよう、子ども家庭支援センターの子育てひろばを充実しました。児童館ファミリールームについて平成22年度から整備を進め、25年度には全児童館47館を含む子育て支援施設58施設に、授乳コーナーやベビーベッドなどを整備し、交流の場を拡充しました。
- 子どもの権利を守り、児童虐待^{*2}ケースへの対応を強化するため、区の児童相談を担う子ども家庭支援センターで、平成24年度に虐待通報専用ダイヤルを開設するなど、相談機能を強化しました。虐待防止のネットワークづくりに取り組み、増加する虐待の未然防止と重篤化の防止に努めてきました。
- 旧区立幼稚園舎を活用した学童保育^{*3}施設等として「おおたっ子ひろば」を6か所整備し、子どもたちの放課後の安全な居場所を確保しました。学校休業日の学童保育延長利用をはじめ、4～6年生の要支援児の受入れを試行的に実施してきました。
- また、各地域で展開する青少年健全育成活動の支援を行い、青少年の成長を手助けする取り組みを進めました。

現状と課題

- 全国の児童虐待の状況は、平成23年4月1日から24年3月31日までの間に、死亡事例が85事例（99人）発生するなど、依然として深刻な状況が続いています。大田区の子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、虐待を防止するためには、区民一人ひとりの理解を深めるとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所や学校などの関係機関との連携強化や、迅速で適切な支援の実施がこれまで以上に求められています。
- このような課題に対する区の主体的な取り組みを強化するために、東京都が運営する児童相談所を特別区区長会の方針に基づき区へ移管することをめざします。
- 一方、スマートフォン^{*4}の普及などに伴い、インターネット^{*5}情報の氾濫による危険性は増大してきており、子どもが被害者、加害者となる犯罪も後を絶ちません。また、養育に支援が必要な家庭や子育てに不安や負担を感じる親からの相談も多く、今後とも親子のふれあいの場づくりや相談体制の充実が重要です。
- 学童保育^{*}は、待機児童が増加しており、子どもたちの放課後の安全な居場所づくりを着実に拡充するとともに、青少年が地域の一員として成長できるよう、青少年と地域を結ぶ取り組みを支援していくことが課題です。

指標に注目!

◆めざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値

モノサシ(指標)	未来プラン策定時の「現状」	25年度		30年度
		中間目標	最新値	目標値
児童館等ファミリールーム利用者数(人)	431,000人 (平成19年度)	447,000人	455,569人 (平成24年度)	463,000人
子ども家庭支援センターの相談件数(件)	4,290件 (平成20年度)	—	4,628件 (平成24年度)	4,900件

施策の体系

枠で囲んである事業は、その主な取り組み内容を次ページ以降で紹介しています。

のびのびと成長する子どもを見守ります

① 子どもの権利^{*}の確保

- 児童虐待防止ネットワークの強化
- 養育に不安のある乳児家庭への支援(再掲1-1-2)

② 親子のふれあい、交流の場づくり

- 子育てひろばの充実
↳ 乳幼児の育児不安の解消のため、親子で来所し相談ができる子育てひろば事業
- 児童館ファミリールームの充実
↳ 児童館等で乳幼児親子がふれあい、交流する場の充実

③ 放課後の安全な居場所づくり

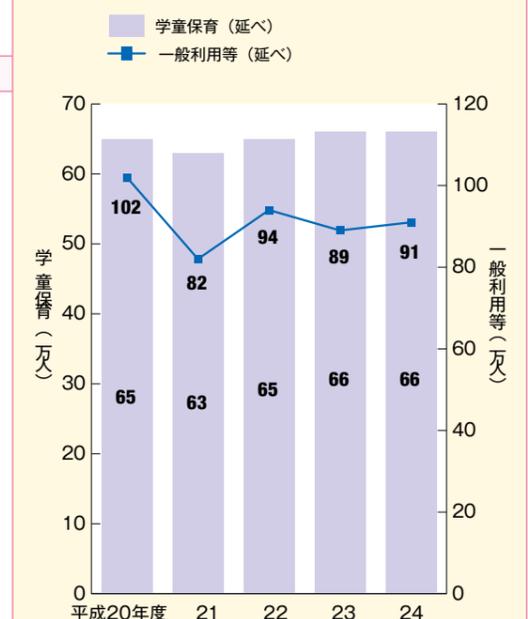
- 学童保育及びフレンドリーおおた事業の推進
- 子育てすくすくネット事業の充実
↳ 児童館などが核となり、地域のネットワークで子育てを応援する事業
- 中学生の居場所づくり
↳ 中学生の居場所づくりとして、児童館で「中学生タイム」などを実施
- 安全なあそび場の確保
↳ 児童館の一般利用事業、公園遊具の安全・安心対策の推進など

④ 青少年の健全育成

- 青少年健全育成組織の支援
↳ 青少年対策地区委員会事業、子ども会リーダー保険など
- ジュニアリーダーの養成
↳ 青少年を対象にしたリーダー講習会事業、ジュニアリーダークラブの育成など

参考データ

児童館利用者数



出典：大田区調べ(各年度とも3月末現在)

*1 子どもの権利

「子どもの権利条約」(1990年発効)に定められた、生存、保護、発達、参加という包括的な権利。日本は平成6(1994)年に同条約を批准した。

*4 スマートフォン

携帯電話機の一形態を指す用語。パソコン機能を併せ持ち、インターネットを手軽に利用することができる、多機能携帯電話。

*2 児童虐待

児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。①身体的虐待、②育児放棄/ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

*5 インターネット

世界規模でコンピュータネットワークを相互に接続したものを。インターネットにより電子メールやホームページの閲覧が可能になる。

*3 学童保育

就労等により保育を必要とする小学校低学年の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。

施策の方向性と主な事業

1 子どもの権利*の確保

児童虐待など配慮を要する家庭に早期に支援ができるよう、児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、養育に支援が必要な家庭に支援を行うための体制整備を進めます。

主な事業

児童虐待防止ネットワークの強化

要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携を図るとともに、児童虐待防止に向けた区民の理解を深め、要保護児童の早期発見と適切な支援を行います。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
要保護児童対策地域協議会の開催	→					拡充
児童虐待防止に向けた啓発の推進	→					継続

養育に不安のある乳児家庭への支援 (再掲1-1-2)

2 親子のふれあい、交流の場づくり

乳幼児をもつ親子が、気軽に集い安心して過ごし交流する場として、区は子ども家庭支援センターの子育てひろばや児童館ファミリールームを充実します。そこに集う乳幼児親子が子育て中の仲間づくりの輪を広げ、乳幼児を持つ親子の孤立化を防ぐとともに子育ての不安や悩みを軽減します。

3 放課後の安全な居場所づくり

子どもたちを取り巻く社会環境が刻々と変化中、子どもたちが身近な場所で安心して過ごせる居場所づくりを進めるために、学童保育*事業を拡充するとともに、小学校内の居場所づくりの検討を進めます。また、地域の中で子どもと子育て家庭が見守られ、安全で安心して過ごすことができる環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図ります。

主な事業

学童保育*及びフレンドリーおおた事業の推進

小学校を有効活用した学童保育*「フレンドリーおおた事業」や「おおたっ子ひろば」を拡充し、待機児童の解消を図り、子どもたちの放課後の安全な居場所づくりを進めます。小学校の改築の際には、学校施設の複合化を進める中、学童保育*など子育て支援施設の整備を進めます。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
小学校を活用した学童保育*施設等の整備	→					拡充

4 青少年の健全育成

青少年が社会性を身に付け、健やかに地域の一員として成長するため、学校や家庭以外での異なる世代との人間関係を体験し、地域の中で主体的に活動できる場や機会を提供する取り組みが求められています。

そのため、青少年対策地区委員会*6、自治会・町会*、その他青少年育成団体による連携を進め、青少年を見守り育むことができるよう地域力を高めます。



中高生対象のリーダー講習会である「ティーンズバワーあつぷセミナー」で、小学生対象のイベントを企画・運営した「あそびの広場」(平成26年3月)

*6 青少年対策地区委員会
地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生・児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織(特別出張所単位)。